

65歳以上の方

大田市内に住所がある方

補聴器の購入費を助成します

助成上限額 25,000円

聴力機能の低下によって日常生活に不便が生じている高齢者の方を対象に、円滑なコミュニケーションが維持できるよう、補聴器の購入費用を一部助成します。

対象者

下記の要件をすべて満たす方

- 大田市内に住所を有する65歳以上の方
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方、及び交付の該当にならない方
- 市民税が非課税である方、又は生活保護を受給されている方。
- 両耳の聴力レベルが40dB以上の方（医師の意見書が必要）

助成額

- 25,000円（対象者1人につき1回限りです）
- 助成対象は補聴器本体のみの購入費用となり、付属品や、修繕費用は対象外です。
- 市内補聴器販売店で購入した補聴器が対象です。

注意事項

- 市からの交付決定を受ける前に購入した補聴器は対象外です。
- 耳鼻咽喉科を受診した結果、助成対象とならない場合もあります。
- 補聴器は、必ず対象の補聴器販売店で購入してください。インターネット販売・通信販売での購入は対象外です。

補聴器取扱業者

業者名	住所	電話番号
ソフィ・セト	大田市長久町土江97 イオン大田店	0854-84-0185
フクハラアーシャル(株)	大田市長久町土江97 イオン大田店	0854-84-0155
眼鏡市場大田店	大田市大田町大田口1182-3	0854-84-0070
メガネのルック	大田市大田町大田イ302	0854-82-7585

手続きの流れ

1

担当窓口で要件を満たしているか確認する

大田市の担当窓口にて、申請書（様式第1号）を記入します

2

耳鼻咽喉科を受診する

申請書（様式第1号）の【医師の意見】を記入してもらう

3

補聴器販売店へ行く

対象の補聴器販売店にて購入する補聴器の見積書もらう

4

申請書と見積書を提出する

大田市の担当窓口にて、申請書と見積書を提出します

5

市から決定通知書を送付する

市から決定通知書（様式第2号）、請求書（様式第3号）、委任状（様式第4号）、アンケート（購入前）が対象者の方へ送付されます

6

補聴器を購入する

決定通知書（様式第2号）を補聴器販売店へ提示し、補聴器の購入費用から助成額25,000円を差し引いた額（自己負担額）を支払います

7

補聴器販売店より必要書類を提出する

補聴器販売店は市に請求書（様式第3号）、委任状（様式第4号）、必要書類（領収書等）を提出する。

8

補聴器販売店へ請求額の振り込み

市より補聴器販売店へ請求額を振り込みます

【お問い合わせ】 大田市役所 高齢・障がい福祉課

☎ 0854 - 83 - 8059